

特に関係する内容について抜粋してあります。ご確認ください。

「定款より」

(加入)

第10条 商工会の会員たる資格を有する者は、総会の議決を経て別に定める加入手続により、本商工会の承諾を得て、本商工会に加入することができる。

2. 前項の加入の諾否は、理事会において決定する。
3. 理事会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。
4. 第2項の規定により理事会の承諾を得た者は、所定の会費を納めた時に、本商工会の会員となる。

(脱退)

第15条 会員は、60 日前までに予告し、事業年度の終わりににおいて本商工会を脱退することができる。

※上記補足説明：脱退の申し出は随時受け付けますが、脱退日は年度末（3月31日）となります。その為、年度途中で脱退届を提出しても年間の商工会費が掛かります。

2. 会員は、次の場合には、脱退する。
 - (1) 会員たる資格を喪失した場合
 - (2) 死亡し、又は解散した場合
 - (3) 除名された場合

「運営規約より」

(会費)

第3条 本会の会費の額及び払込みの方法並びに納期は、別表1に定めるところによる。

(会費等の返還)

第4条 会員がすでに払い込んだ会費等は、理由の有無にかかわらず返還しない。ただし、過誤により払い込んだ場合は、この限りでない。

(脱退)

第5条 定款第15条の規定により、本会を脱退しようとする者は、様式5による脱退届を提出しなければならない。

2. 前項の場合において、未納会費その他本会に対して債務を負担しているときは、脱退する日までに納入しなければならない。

— お知らせ —

会員 各位

伊豆の国市商工会

伊豆の国市商工会「定款・運営規約」につきまして、下記 QR より閲覧可能になりましたのでお知らせいたします。

QR コードより、必ず内容をご確認ください。

紙でご希望の方は、ご連絡下さい。

